

## 入札のお知らせ

次のとおり、公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

(1) 番号・件名	令5民伝業務委託第3号 秋田市民俗芸能伝承館機械設備等保守点検業務委託
(2) 業務仕様	仕様書のとおり
(3) 履行場所	秋田市大町一丁目3番30号
(4) 履行期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
(5) 入札参加条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有し、技術員が常駐する者であること。</li><li>2 市税に滞納がないこと。</li><li>3 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。</li><li>4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。</li><li>5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</li></ol>
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和6年2月7日(水)から令和6年2月21日(水)までの毎日、午前9時から午後5時まで(土日祝 受付可能)
受付方法	持参 (郵送又は電送によるものは受け付けない。)
受付場所	〒010-0921 秋田市大町一丁目3番30号 秋田市民俗芸能伝承館
(7) 指名通知 非指名通知	令和6年2月27日(火)午後5時までにEメールで通知する。

(8) 入札	
日時	令和6年3月6日(水) 午前10時40分
場所	秋田市大町三丁目3番21号 秋田市立赤れんが郷土館 研修室(3階)
入札保証金	入札金額の100分の5以上 詳細は、秋田市財務規則第109条および別添「入札保証金の取扱いについて」を参照すること。
(9) 契約予定日	落札日から7日以内

## 2 入札参加申込みについて

(1) 入札参加希望者は次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出すること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 入札保証金免除申請書(様式4)

別添「入札保証金の取扱いについて」(以下「別添資料」という。)の1(2)に該当し、入札保証金の免除を希望する場合は、次の必要書類を添えて提出すること。

(ア) 別添資料の1(2)アに該当する場合

入札保証保険契約に係る書類の写し

(イ) 別添資料の1(2)イに該当する場合

「入札保証金免除申請書」に記載した契約件名の契約書や仕様書等の写し

エ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書

(入札参加申込み時点において、3か月以内に発行されたもの。写し可)

オ 納税証明書等(写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税(直近の事業年度のもの)

(イ) 秋田市に納めた固定資産税(直近のもの)

※秋田市で事業を行っていて、固定資産税を有しているが課税額が0円の場合は「課税証明」、固定資産を有していない場合は「資産なし証明」

(2) 上記の各様式については、秋田市ホームページ(赤れんが郷土館・民俗芸能伝承館:入札情報)から入手すること。

## 3 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 入札保証金の有無(免除申請の結果)についても指名通知に記載する。

(3) 資格審査の結果、指名されない場合は、非指名通知によりその旨を通知する。

(4) 指名通知および非指名通知は、Eメールで行う。

#### 4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定するので、最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。この場合、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。
- (5) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (6) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

#### 5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は返却しない。
- (3) 業務内容および申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市観光文化スポーツ部民俗芸能伝承館 電話：018-866-7091